

合計所得金額 前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、株式の譲渡損失や純損失・雑損失などの繰越控除がある場合は繰越控除適用前の金額をいいます。また、土地・建物の譲渡所得は特別控除適用後の金額を用います。このため所得税や住民税で用いる合計所得金額とは異なります。

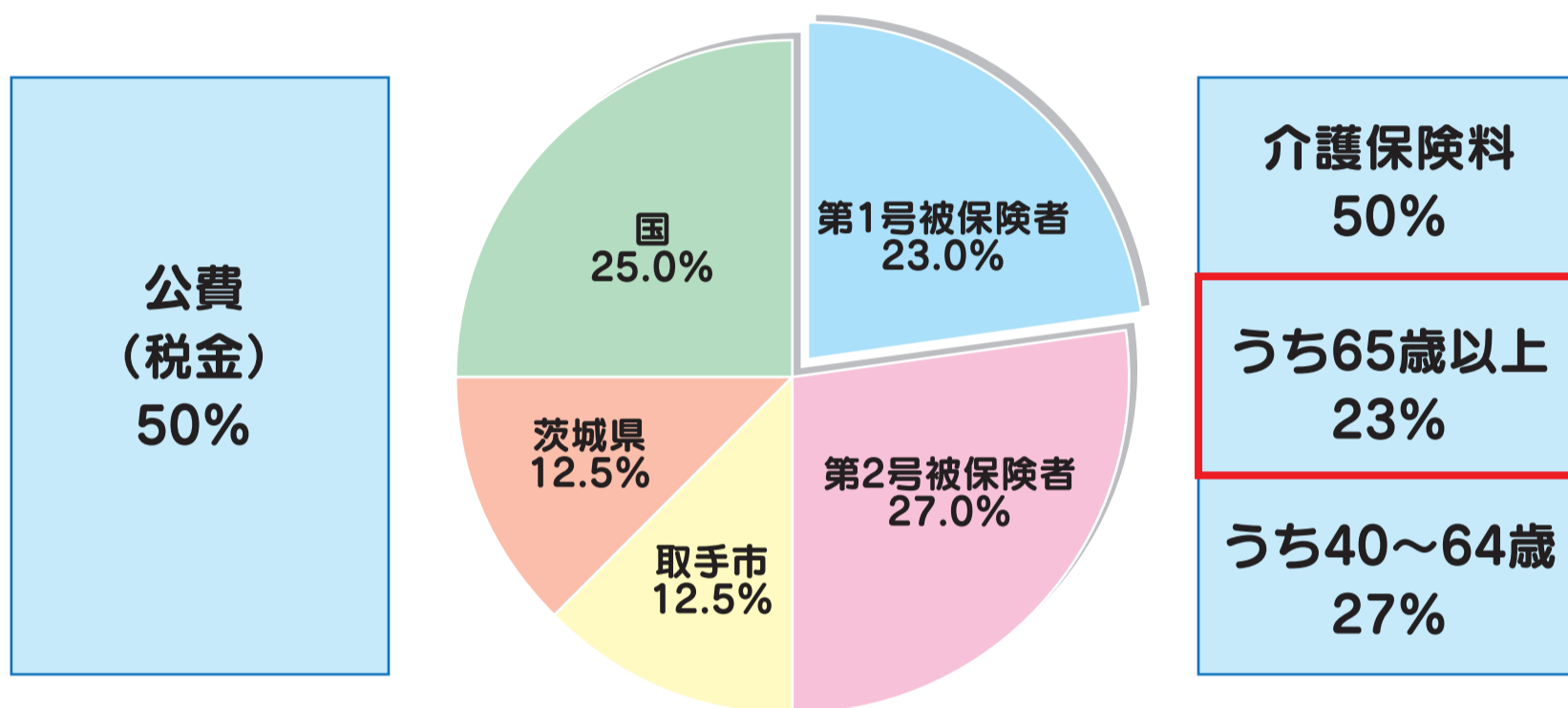
【所得段階区分が第1段階から第5段階の方】

段階の判定で用いる合計所得金額は、公的年金等収入金額にかかる雑所得を除いた金額を用い、給与の所得がある場合には、所得の合計から10万円を控除します。(公的年金等収入金額がない場合は10万円の控除は対象となりません。)

介護保険事業費の推移と財源

令和6年度から令和8年度の介護保険事業費を280億円と推計しました。令和3年度から令和5年度の3年間の事業費257億円から、約23億円の増加を見込んでいます。国の定める割合により、介護保険事業費の23%を第1号被保険者の介護保険料で賄います。

介護保険の財源の内訳(令和6年度～令和8年度)



65歳以上の方に介護保険料の決定通知を郵送いたします

個人ごとの介護保険料は、世帯の市町村民税課税状況や被保険者本人の所得状況により例年7月に決定いたします。普通徴収(現金納付、口座振替)の方は「介護保険料納入通知書」、特別徴収(年金からの天引き)の方は「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送いたします。

納め忘れにご注意ください

保険料を滞納していると、その滞納した期間により介護サービス費用はいったん全額自己負担となり、保険給付費の一部または全部の一時差し止め、自己負担割合の引き上げなどの措置がとられます。滞納されている場合はお早めにご相談ください。

保険料の減免の特例

災害(震災・風水害・火災など)や感染症の影響で世帯の収入が大きく減少した場合など、特別な事情で保険料を納めることが難しくなった場合は、保険料の減免や猶予を受けられることがあります。くわしくは下記のお問い合わせ先までご相談ください。

介護保険のご利用について

介護保険は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです。介護が必要になっても地域で安心して自立した生活を送れるよう支援します。サービスの利用には「要介護認定」を受ける必要があります。くわしくは下記のお問い合わせ先までご相談ください。